

第 360 回
広島県内水面漁場管理委員会議事録

(委員会開催日 令和 7 年 8 月 19 日)

第360回広島県内水面漁場管理委員会議事録

1 開催日時及び場所

日 時 令和7年8月19日（火）午後1時59分～午後3時40分

場 所 広島県内水面漁場管理委員会委員室

（広島市中区基町10-52）

2 開催告示月日及び招集者

告示月日 令和7年8月4日（月）

招 集 者 広島県内水面漁場管理委員会 会長 山 崎 英 治

3 出席者

委員（9人） 山崎英治、宮林豊、飯尾協、山根京司、古澤修一、笹原耕治、
箕野博司、海野徹也、熊原一将

県（6人）	農 林 水 産 局 水 産 課	課 長	横内 昭一
	〃	主 査	三浦 健太郎
	〃	主 査	山地 幹成
	西部農林水産事務所水産課	主 査	上野 雅樹
	西部農林水産事務所呉農林事業所水産課	主 査	前田 克明
	東部農林水産事務所水産課	主 査	小川 憲太

事務局（4人） 住吉次長、太田主任、中林主任、青山技師

4 傍聴人(利害関係者等)

佐々木ヒロ子

5 議題及び報告結果

（1）付議事項

第7号議案 遊漁規則の変更について

（結 果）原案のとおり承認された。

第8号議案 ウナギの採捕に係る委員会指示について

（結 果）原案のとおり承認された。

(2) その他

- ・遊漁券データの活用について

6 議事の経過

午後1時59分、事務局の住吉次長が第360回広島県内水面漁場管理委員会の開会を宣言し、委員総数10名に対し出席委員は9名で、本委員会が成立していることを報告した。

続いて、会長挨拶の後、議事録署名者に古澤委員と笛原委員を指名し議事に入った。

【第7号議案 遊漁規則の変更について】

議長 それでは議事に入ります。

第7号議案「遊漁規則の変更について」を上程します。事務局から提案理由を説明してください。

住吉次長 (提案の理由及び根拠規定を説明した。)

青山技師 (資料1-1から1-3及び補足資料により遊漁規則の変更について説明した。)

また、第359回の委員会で意見のあった西城川漁協の遊漁規則の変更の件について、漁協の聞き取り等を踏まえ、申請どおり認可を行った旨を報告した。)

議長 ただいまの説明について、委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

古澤委員 よろしいでしょうか。まず福山芦田川のことですが、オンラインのシステムを入れるということなのでしょうが、これはつりチケとFISHPASSのどちらでしょうか。

青山技師 はい。事前相談ではFISHPASSと聞いております。

古澤委員 できればどちらもやっていただくとありがたいです。また、遊漁料を1,800円から3,000円に上げています。補足資料2で、過去3年平均と見込みということですが、

FISHPASSを入れることで、少しお金がかかるのではないかと思います。過去3年が700万円で、見込みが650万円に減っているのですが、それでいいのかなと思いました。

また、FISHPASSを入れるというのは鑑札を買ってくれる人を増やすためということですね。それにもかかわらず、この計算式のところでは、過去の人数で計算しています。オンラインシステムを導入して、しばらく様子を見てからの方が良いと思います。

そうでなければ、計算式が合わないのではないかと思いました。

住吉参事 今ご質問がありました補足資料の2ですが、算出の方法を例示したものであって、実際に福山市芦田川漁協が出してきた数字ではないということをご了解いただきたいです。

古澤委員 そういう計算は、福山市芦田川漁協ではやってないということですか。

住吉参事 この資料ではないですが、実際の数字の計算はしています。今回、計算した細かい

数字自体は資料としてお示ししていませんが、妥当な数字だということは県で確認しております。またご質問ありました事業外収入ですが、試算が少ないのでないかということですが、この部分については手元に資料がないため、すぐにお答えできません。

古澤委員 補足資料2というのは、福山市芦田川が提出した数字ではないということですね。

住吉参事 はい、遊漁料の増額の根拠の考え方を簡単な数字でお示しした資料になります。

古澤委員 それでは、この資料は何のために出たのかわかりませんが、わかりました。計算式を出していただけするとありがたいなと思いました。また、三篠川のことですが、資料2にまだ進んでいませんが、委員会指示を平成30年から出していますよね。ところが、三篠川ではそれをやってなかったということですか。

議長 いや、違います。

古澤委員 うなぎの遊漁期間を1月1日から12月31日まで1年間ずっとやっていいということですね。

議長 どこの河川も大体そうですね。考え方として、漁期は365日、通年ありますが、その間の10月1日から3月31日までは、下りうなぎを保護するためにウナギを採らないでというのが委員会指示になっています。

古澤委員 三篠川はこれまで委員会指示を守っていなかったということですね。

議長 三篠川も指示は守っています。ただ、漁期は1年あるということです。

飯尾委員 委員会指示に合わせて、規則を変える必要はないということです。

古澤委員 委員会指示が出ていても採って良いということですか。

議長 逆です。漁期があるけれど、委員会指示があるので、その期間は採ってはいけませんよという考えです。

古澤委員 それはわかりにくいですね。

青山技師 遊漁規則というのは、漁協によって、漁業権ごとに定めるものとなっております。

それとは別に、漁業調整規則と委員会指示においては、県の方で定めて、その範囲内で遊漁規則に基づいて行っていただくかたちになります。古澤委員が仰っられるのは、遊漁規則で漁期が1年中になっているので、10月1日から3月31日の間にウナギを採捕しても構わないということだと思われますが、その上に委員会指示があるため、遊漁規則がたとえ1年間の漁期であったとしても、委員会指示を守っていただかないといけないということになります。今回、三篠川漁協におきましては、規則の中で1年の漁期になっていたため、組合員は行使規則になりますが、遊漁者にもわかりやすいように、下りうなぎの保護措置の制限を外した時期を漁期に変更するというものに

なっております。

古澤委員 はい。三篠川はわかりやすくなつたということですか。

議 長 そうです。

古澤委員 他の漁協は1月1日から12月31日なんでしょうか。

議 長 吉和川漁協は漁期は変更していませんが、委員会指示の期間は採捕してはいけないと案内しています。

古澤委員 すべての漁協を三篠川漁協と同じようななかたちにすべきではないでしょうか。

議 長 理想はそうですが、委員会指示なので、いつウナギがどつと採れ始めて復活するかわからないですよね。

古澤委員 過去のデータを見ると、上がったり下がったりしているため、どんと増えるっていうのはないですね。

議 長 可能性としては0ではないですね。

古澤委員 そうですが、すべての漁協がこのようにすべきだと思います。

議 長 一般の遊漁者には、その方がわかりやすいとは思います。

古澤委員 漁協の収入源というようなことを考えれば、一般遊漁者が多いので、そういう人たちに分かりやすい方がいいのではないですか。

三浦主査 一般の方に対しては、委員会指示という形で周知を図っているということですので、漁協においても委員会指示のポスターを貼ってもらうような形で周知をしています。

古澤委員 委員会指示って一体何なのかっていうのを、遊漁者が分かっているかどうかです。漁協が管理しているところで漁協がダメと言えば、ダメということは皆分かると思いますが、内水面委員会指示でダメと言われても、内水面委員会指示って何ということになると思います。

三浦主査 そこについても県のホームページなどで周知を図り、問い合わせ等があった場合も説明してご納得いただいていると思うので、基本的に皆さん気が知らないということはないと思います。

古澤委員 知っていたとしても、内水面委員会指示というのがどれだけの効力があるかということがわからないです。でも漁協で、ダメと言われると、それは守ります。

議 長 そうですよね。それは単協ごとでどういう考え方を持たれるかになると思います。

古澤委員 この委員会から漁協に指導した方がいいのではないかと思います。

議 長 この件について、遊漁規則を変えるというのは強制ではないですからね。

古澤委員 漁協があるところでは指示を守らなくともいいということですね。

議 長 それは違います。委員会指示の期間は変更になる可能性もあり、それによって遊漁

規則を変更するとなると、臨時総会を開いたり、委員会を開いたりしないといけなくなるため、それは委員会指示でカバーしていくということです。

古澤委員 毎年、通常総会を開いているわけですので、それは漁協でしていかなければいけないことなのではないでしょうか。

宮林委員 委員会指示を出せば、担保できるという考え方です。遊漁規則と委員会指示とでは、少し性格が違うものだと思います。本来であれば委員会指示の後に、調整規則を変えるという方向性が普通ではないかと考えます。

古澤委員 だから、調整規則とかそういうことを言っても、普通の遊漁者はわからないです。漁協がこういうふうに言っているという方が一番わかりやすいです。

宮林委員 こういう指示が出来ますよということで協力をいただくということでやっていますので、特段問題はないと思います。

古澤委員 内水面委員会の指示がどれだけの効力があるのかを遊漁者は知りませんよ。

笹原委員 広島県ではダメですよ。各漁協ではこういう規則がありますけど、広島県ではこうなっていますよと言えば、漁業者も納得すると思います。

古澤委員 はい、漁協のところで広島県の規則として書いてもらえばいいと思います。漁協の規則といった一般の遊漁者がみるところに広島県ではダメということが書かれていないとわかりにくいと思います。

住吉次長 先ほど県から説明があったように、そこを周知するために、海面も含めて委員会指示については、県のホームページで一般の方に周知しております、問い合わせ等あればご説明しますし、今まで委員会指示に対してトラブル等があったということはありません。

笹原委員 僕は一般の遊漁者で、そういう細かい内容は今まで知りませんでした。なぜなら県とか市のホームページを釣りで見ることがないからです。だからこのウナギの採捕の件もそうですが、やっぱり遊漁者に知らせるべきものは、遊漁者が行くところにポスター貼るなどしないといけないと思います。マグロでもやりましたが、釣具店等にポスターを貼りました。あれで一気に広がったと思います。こういうのも委員会指示が出たたびにやれとは言いませんが、やっぱり重要な項目に関しては遊漁者に見せるような広報の仕方を考えた方がいいと思います。遊漁者目線でみれば、そのような周知をしていただければありがたいです。

古澤委員 私の意見もそうです。遊漁者にわかるようにということです。

飯尾委員 組合にポスターを貼っていますよね。

議長 私のところは貼っています。

青山技師 遊漁者の周知に関しまして、一昨年の委員会で、下りうなぎの保護措置に関して委員会でお諮りしました。その際に、委員から遊漁者への周知を強化した方がいいのではないかという意見をいただきました。昨年の委員会において、新しくポスターを作りまして、釣具店等に配布をいたしました。現在に至るまで電話をいただくわけですが、ポスターの存在自体は知っておられる方もおられました。毎年ポスターを釣具店に配布するわけにはいきませんが、ある程度年数があけば再度ポスターを新しくするなり、また同じポスターを配布するなりの対応は必要だと考えています。

古澤委員 鑑札を買いますよね。ポスターがあるところと鑑札を買うところというのはイコールではないですよね。だから鑑札のところに何か書いてあればわかりやすいと思います。

三浦主査 周知の方法については、ポスターを作る機会があれば、先ほどの漁協ももちろんですが、釣具店などへの周知はさせていただきたいと思います。予算の都合もありまして、毎年ポスターを作るというのも難しいところですので、遊漁者に対する周知は、広島県としては基本的にホームページで周知を図ることとしています。ホームページはできるだけ分かりやすいように、内容等は充実させていただいていることです。

古澤委員 広島県が周知するのは各漁協でいいと思います。各漁協が遊漁者に周知するときはその内容をということです。

議長 理想なのは、内漁連の方から、漁協だよりや遊漁者だよりを出す際に一文を付け加えていただければというお願いです。

古澤委員 はい。鑑札を買う場所に掲示するか、鑑札に記載すればわかりやすいと思います。

議長 1年に何人かうちの漁協におられます、吉和川はあまごの解禁日が4月1日で、太田川は3月1日なんですよね。吉和川も太田川にはなるので、3月1日にあまごを釣りに来られる方が数人いらっしゃいますね。遊漁者にも周知ができていないし、遊漁者の方の誤解もあるので、しっかりと内漁連の方から、鑑札の販売所に、一言付け加えてもらうようにお願いをすればいいと思います。

古澤委員 4月1日のところで3月1日にいるということについては、鑑札を買ってないということですね。鑑札を買うときには、鑑札をもらうときに絶対書いてありますよね。

議長 買ってない方がそういうことをされますよね。

議長 他にございませんか。
ないようですので、第7号議案については、原案のとおりでご異議ありませんでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということですので、第7号議案「遊漁規則の変更について」は、異議ない旨を答申することといたします。

(所用により箕野委員退席)

【第8号議案 ウナギの採捕に係る委員会指示について】

議長 続いて第8号議案に移ります。

第8号議案「ウナギの採捕に係る委員会指示について」を上程します。事務局から提案理由を説明してください。

住吉次長 (提案の理由及び根拠規定を説明した。)

青山技師 (資料2及び補足資料によりウナギの採捕に係る委員会指示について説明した。)

議長 ただいまの説明について、委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

古澤委員 資料の2-2の右下20のところですが、広島県は補助事業により石倉増殖礁を設置していないということですね。お隣の山口県はやっていますが、広島県でもこういう取り組みをやるというような指示のようなもの、又は内水面委員会にはお金はないのですか。

住吉次長 はい。

古澤委員 それではお金をあげるからどうぞやってくださいってことは言えないですね。ちょっと寂しいなと思いました。

飯尾委員 20ページの事業については、4、5年前に話があったと思いますが、事業が始まつた時に各組合に照会をかけましたが、手が上がりませんでした。これは構造物を設置するだけの写真になっていますが、実際にはこういう小型のものを入れて、数量的にはした構造物ですが、必ず調査をするという義務付けがあったものですから、マンパワーといった課題もあり、なかなか手を出しにくかったというのが実情です。

古澤委員 調査は、広島県の内水面の研究機関がありますよね。そういうところに依頼をしてやっていただきたいです。

飯尾委員 やっていただけるなら、非常にありがとうございます。そういう支援があって、全体的な体制がとれているのであれば、できていたのかもしれません。

古澤委員 内水面委員会の方から県の研究機関にお願いすることはできないのでしょうか。

住吉次長 水産課の方から、県の研究機関の方に対して協議はできますが、他県は同じ部局の中に研究機関があるところがあって、上手く連携がとれ、要望を聞いてもらえることもあります、本県は局が離れているということもあり、協議や意思の疎通が難しく、水産課がお願いするすべての項目について、研究機関が支援してくださるという形になつていません。

- 山根委員 今日ここへいらっしゃる職員さんを含めて、うなぎを採ったことがある方はいますか。感触が大変素晴らしいものがあるので、その感触が伝わったら、お客様が増えるのではないかと思いますが、採捕者は減ってきてている状況です。
- 古澤委員 できれば要望の 1 つに入れていただければありがたいです。
- 笹原委員 この平成 30 年からやっている下りうなぎの保護活動の効果というのは、どういうふうに評価されていますか。目に見えるような効果は現れてないというような見解なのか、それなりにやることによって維持はできているというような見解なのか、その方向性自体を委員として知っておきたいなと思いました。
- 住吉次長 この委員会指示以降のウナギの採捕の数量等の調査はできていません。もともと国の水産統計というのがあり、その中にいろいろ細かく調べるというものがありますが、それを見て資源の増減というものは把握することができたのですが、最近は、その統計資料が簡略化されてしまい、もともと少ないものは発表がトン単位だったりするため、細かいところまで十分把握や精査ができるような状況ではなくなってしまっています。
- 飯尾委員 この資料を進めるときに、効果はよくわかりませんが、マイナスにならないように手を打っておくべきだというようなことで始まったのではないかと思います。結局は、私の勝手な類推も含めますが、先ほど、ワシントン条約の話が 11 ページに出していましたが、資源そのものが日本国内だけでなく世界的に減っていて、そのままにしてしまうとうなぎ産業や文化的なものまで、影響を受けてしまう可能性があるため、下りうなぎの採捕制限や池入れ総量を抑えましょうと、先手を打って対策を行い、最悪な状況へ行かないようにするという目的があったのではないかなどと思います。ただ、今の時点でちょっと心配なのは、新聞等にも出ていますが、ヨーロッパの方で、ワシントン条約の対象にというような話がでてきていたため、先々で言うと、そっちの方が心配です。
- 古澤委員 資料 2 の右下 3 のところで、海洋環境の変動等とありますが、どこでどうなっているのかわからないが、少なくとも内水面委員会でできることはこれだということですね。
- 笹原委員 もう 1 つ聞いていいですか。無許可の採捕を禁止したと思いますが、昔から言われているのが、水産ヤクザの事業ですね。こういうのがかなり減ったっていうことになるのでしょうか。
- 三浦主査 シラスウナギにつきましては、水産流通適正化法という法律が令和 2 年にできまして、密漁とかの対象になりやすい、国内ではナマコ、アワビとシラスウナギが追加さ

れましたが、そういったものについて罰則は最高3,000万円が適用される法改正がありましたので、悪質なものは減っているのではないかと思います。

筮原委員 わかりました。

海野委員 県として下りうなぎというのをどう捉えていますか。全長制限が30センチメートルということで、ご提案されていますが、他県は確か35や45ぐらいの県もありますよね。これは、どういったお考えなのでしょうか。

三浦主査 もともと内水面の方は、体長制限30センチメートルでしたが、海面の方は、令和2年より前は25センチメートルの制限でした。令和2年に海面と内水面の漁業調整規則を一緒にするという改正をしましたが、海と川とで違うというのも分かりにくいため、内水面の大きい方の30センチメートルに合わせて改正を行いました。その時に海面のうなぎを対象に採られている漁業者へのヒアリングを行いまして、30センチメートル未満のものについては商品価値がなく、採れたとしても再放流するということだったので、30センチメートルにすることは良いというような話がありました。一方で数は多くはないですが、芦田川の河口や、太田川の河口でウナギを採捕されている方もいらっしゃり、その方の商売ができなくなるのは困るという声もありましたので、本県では現在のところ30センチメートルというのが適当なところだと判断しております。

海野委員 はい、ありがとうございます。

議長 他にありますか。

古澤委員 広島県でうなぎの養殖業者が、2業者と5業者あると言われてましたが、それぞれ何を養殖されていると言われてましたか。

青山技師 ニホンウナギを養殖している業者が2業者、ニホンウナギ以外の種、ビカラ種と聞いていますが、それが5業者あります。

議長 他にございませんか。

ないようですので、第8号議案については、原案のとおり承認することでよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということですので、第8号議案「ウナギの採捕に係る委員化指示について」は、原案のとおり指示することといたします。

【その他】

議長 それではその他に移ります。

「遊漁券データの活用について」を県から情報提供をお願いします。

山地主査 (江の川水系のアユの遡上の状況及び資料3により遊漁券データの活用について情報提供した。)

(所用により山根委員退席)

議長 委員の皆様から何かありますでしょうか。

古澤委員 1番最後にコピー用紙が3枚あると思いますが、先ほど山地さんが発表されたものと全く同じで、要約するとFISHPASSが必要だとかアユルアーの人口を増やすと良いということが書いてあります。山地さんの方ではありませんでしたが、取り締まって、鑑札を持っていない人っていうのはどのぐらいいたかというのはわかりますか。

山地主査 どこの漁協も、初日は出ていますが、出ても見るぐらいです。

古澤委員 ないということですね。資料3のところにもあるように、広島県の遊漁者は32位となっています。水産庁の中村さんがまとめたデータでは7割の人が遊漁券を払っていないというデータがあり、32位というのは、民意が低く、遊漁料を払っていない人が多いのではないかと思います。したがって、無鑑札者の数等を調べる必要があると思います。そういうことを考えると、組合の地区に住んでいない人を准組合員として組合員になってもらい、そして見回りで鑑札の所持を確認してもらう。鑑札を持っていなければ、漁協の人間のため訴えることができますし、警察を呼ぶこともできると思います。そういうことをしていかなければならぬというのが山地さんのところでも出てきました。無料券の配布というのは面白かったです。

(古澤委員より、提供された資料を基にアプリやオンライン決済を活用した遊漁券販売の導入やアユルアーの普及、准組合員を増やしていくことを内水面委員会として、推奨していくべきということについて提案があった。)

笹原委員 FISHPASSを使われているところで、FISHPASSを導入するにはどれぐらいのコストがかかるのですか。いろいろ実績数を見せていただきましたが、あれで元が取れるのかなといようなレベルの数なので、このFISHPASSを定着させるには、やっぱりFISHPASSの運営者に支払うお金以上の効果が必要だと思います。

山地主査 江の川漁協が導入した時は、水産庁の全額補助が出たので、最初の導入費用は無料でできました。金額について、私は把握していません。あとは、FISHPASSの運営者に手数料として10パーセント程度を払っているぐらいだと思います。最初の導入費用について、今は「やるぞ内水面」とう事業の中で半額補助になっていると思うので、そういうのを使っていただくと、ある程度、安いコストで導入ができます。

笹原委員 わかりました。

飯尾委員 県内で20組合あるのですが、8組合導入しています。アユルアーについては、毎年、

内漁連の方で、職員さん向けの研修を実施していますが、一昨年くらいから、アユルアーについてそれぞれの組合でどのような取り組みをされているかを聞きたいというような動きも出ていますので、そういった動きに移行しつつあると思います。組合員の資格の問題についても、前回勉強会で話が出ましたが、そういうことも含めて内水面振興計画がベースになると思います。広島県の場合もその計画を内水面委員会で、ある程度扱っていただいて報告をいただいたということも過去にありました。古澤委員からもいろいろな情報を提供していただいて、そういう基本的なところをやろうというのも大事なことだと思います。内水面の制度というのは、その5種の共同漁業権と一緒にですから、その5種の共同漁業権というのは漁協に免許される話なので、その基盤のところがしっかりとしないと、そのサービスの仕組みそのものが動かないというような構造になっていると思うため、その辺をどうしていこうかというのは非常に大事だと思います。

古澤委員 アユルアーについては、雑誌に特集が組まれているので、そういう意味で言うと、例えば広島県でアユルアーを推奨していくのであれば、雑誌に出ている人を呼んできて、講習会やデモをやるとか積極的に推進していくことも必要だと思います。

飯尾委員 それもありますが、それ以前に漁協の組織そのものを維持していかないと、様々なものを導入しようと思っても基がないということになります。そこが大事なことだと思います。

古澤委員 友釣りをする人はおとりを買う必要があるため、FISHPASS でなくても遊漁券を買うと思います。しかし、アユルアーやころがしをやる人にとっては、FISHPASS があると絶対良いと思います。

議長 他にございますか。
ないようですので、これをもちまして、第360回広島県内水面漁場管理委員会を終了いたします。慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

(午後3時40分 閉会)